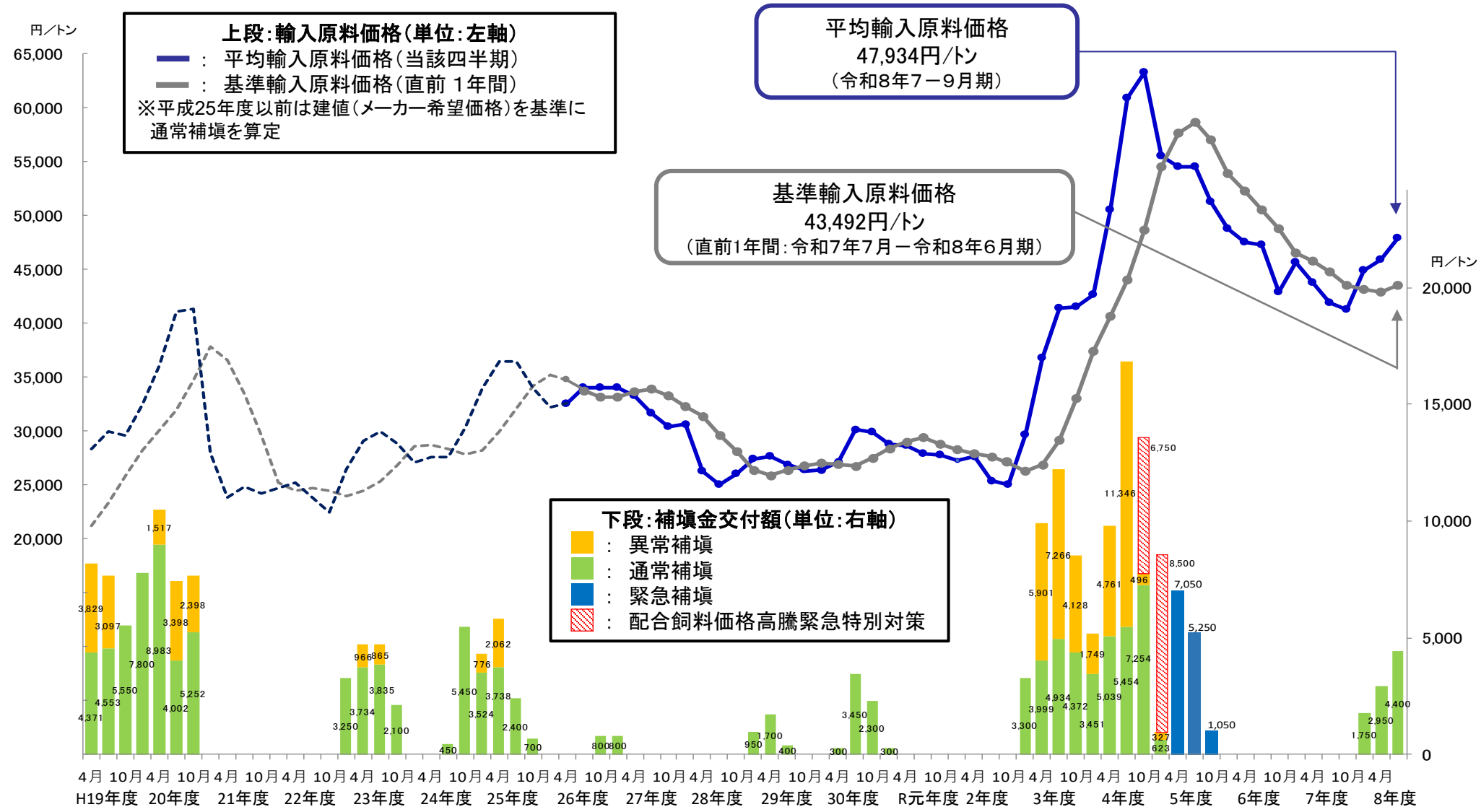
輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補塡の実施状況



資料 ：財務省「貿易統計」、（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注1：輸入原料価格は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。
注2：平成25年度以前の通常補塡については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補塡の交付額が一致しない。
注3：令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補塡は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出。
注4：令和5年度より、緊急補塡による補塡金交付（国：民間＝2：3）を実施。

配合飼料価格安定制度における輸入原料価格及び補塡金の限度額等

（円/トン）

		平均 輸入原料価格 (P)	基準 輸入原料価格 (Ps)	差額 (P－Ps)	通常補塡単価	異常補塡単価	緊急補塡単価
H26年度	第1四半期	32,571	34,747	▲ 2,176	－	－	
	第2四半期	33,968	33,788	180	－	－	
	第3四半期	33,979	33,165	814	800	－	
	第4四半期	34,011	33,199	812	800	－	
H27年度	第1四半期	33,252	33,675	▲ 423	－	－	
	第2四半期	31,601	33,841	▲ 2,240	－	－	
	第3四半期	30,341	33,250	▲ 2,909	－	－	
	第4四半期	30,678	32,256	▲ 1,578	－	－	
H28年度	第1四半期	26,303	31,440	▲ 5,137	－	－	
	第2四半期	25,072	29,704	▲ 4,632	－	－	
	第3四半期	26,035	28,149	▲ 2,114	－	－	
	第4四半期	27,413	26,439	974	950	－	
H29年度	第1四半期	27,680	25,955	1,725	1,700	－	
	第2四半期	26,840	26,427	413	400	－	
	第3四半期	26,427	26,787	▲ 360	－	－	
	第4四半期	26,463	27,078	▲ 615	－	－	
H30年度	第1四半期	27,157	26,839	318	300	－	
	第2四半期	30,202	26,722	3,480	3,450	－	
	第3四半期	29,854	27,521	2,333	2,300	－	
	第4四半期	28,748	28,441	307	300	－	
R1年度	第1四半期	28,712	28,996	▲ 284	－	－	
	第2四半期	27,839	29,379	▲ 1,540	－	－	
	第3四半期	27,788	28,812	▲ 1,024	－	－	
	第4四半期	27,281	28,286	▲ 1,005	－	－	
R2年度	第1四半期	27,655	27,911	▲ 256	－	－	
	第2四半期	25,349	27,649	▲ 2,300	－	－	
	第3四半期	25,078	27,038	▲ 1,960	－	－	
	第4四半期	29,669	26,332	3,337	3,300	－	
R3年度	第1四半期	36,835	26,899	9,936	3,999	5,901	
	第2四半期	41,353	29,128	12,225	4,934	7,266	
	第3四半期	41,520	32,995	8,525	4,372	4,128	
	第4四半期	42,665	37,417	5,248	3,451	1,749	
R4年度	第1四半期	50,462	40,623	9,839	5,039	4,761	
	第2四半期	60,846	44,000	16,846	5,454	11,346	
	第3四半期	63,264	48,654	※1 14,610	7,254	496	
	第4四半期	55,478	54,497	※2 981	623	327	
R5年度	第1四半期	54,540	57,659	▲ 3,119	－	－	※3 7,050
	第2四半期	54,546	58,631	▲ 4,085	－	－	5,250
	第3四半期	51,249	57,074	▲ 5,825	－	－	1,050
	第4四半期	48,755	53,945	▲ 5,190	－	－	－
R6年度	第1四半期	47,518	52,281	▲ 4,763	－	－	－
	第2四半期	47,247	50,504	▲ 3,257	－	－	－
	第3四半期	42,856	48,762	▲ 5,906	－	－	－
	第4四半期	45,643	46,537	▲ 894	－	－	－
R7年度	第1四半期	43,757	45,775	▲ 2,018	－	－	－
	第2四半期	41,957	44,815	▲ 2,858	－	－	－
	第3四半期	41,261	43,559	▲ 2,298	－	－	－
	第4四半期	44,877	43,088	1,789	1,750	－	－
R8年度	第1四半期	45,920	42,928	2,992	2,950	－	－
	第2四半期	47,934	43,492	4,442	4,400	－	－

※1 令和4年度第3四半期については、本制度による補塡（上記「通常補塡単価」と「異常補塡単価」の合計）に加え、「配合飼料価格高騰緊急特別対策」として、生産者コスト削減等に取り組む生産者に対し、補塡金（6,750円/トン）を交付することにより、補塡金の限度額（上記「差額」）とほぼ同額の補塡水準（14,500円/トン）を確保。

※2 令和4年度第4四半期についても、前四半期に引き続き「配合飼料価格高騰緊急特別対策」として、補塡金を拡大（8,500円/トン）して交付。

※3 令和5年度以降、制度に「緊急補塡」の仕組みを導入。

・発動条件：2年以上制度の補塡が連続して発動後、当該四半期に異常補塡が発動しない 等
・補塡単価：輸入原料価格の当該四半期と直前2.5年間の平均価格との差額(P−Ps")
（前期の補塡単価の3/4が上限。令和4年度第4四半期の補塡単価は8,500円/トンを加算）
・発動期間：連続3四半期まで。ただし、輸入原料価格が前期から10%超の下落等により終了。

● 平均輸入原料価格（P)が基準輸入原料価格（Ps)を超える場合に、上回った額を限度（総補塡額）として、補塡が発動。

● 平均輸入原料価格（P）が基準輸入原料価格（Ps)の115%を超える場合に、上回った額を限度として異常補塡が発動。ただし、令和4年度第1～2四半期については、臨時・特別の措置として、異常補塡の発動基準を112.5%に引き下げ。

平均輸入原料価格（P）が基準輸入原料価格（Ps）の115%を超えず、特例基準輸入原料価格（当該四半期の二期前の直前1年間に係る輸入原料価格の平均(Ps')）の123.3%を超える場合、総補塡額の1／3を上限として異常補塡が発動。（令和3年度第4四半期、令和4年度第4四半期に適用）

● 異常補塡が発動する場合、総補塡額から異常補塡額を差し引いた額が通常補塡額となる。

（注1） 輸入原料は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料。
平成28年度第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

（注2）各輸入原料価格（P、Ps、Ps'、Ps"）は、対象期間における輸入原料価格及び原料使用量から算定。
（算定資料：財務省「貿易統計」、（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」）